

第24回 京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成28年7月4日（月）
午後3時30分～午後5時
場 所 消費生活総合センター研修室

1 挨拶

○板倉共生社会推進担当部長

ただ今から、第24回京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。司会を担当させていただきます共生社会推進担当部長の板倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、当懇話会ですけれども、公開実施させていただいており、すでに傍聴の方がお越しになっております。それでは、開会に当たり、京都市を代表しまして、寺井文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

○寺井文化市民局長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、本市の人権行政の推進に当たりまして、常日頃から多大な御理解・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、来月の5日からはブラジルのリオデジャネイロで、オリンピック・パラリンピックが開催されていくということでございますけれども、その4年後は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックということでございます。それに向けまして、世界の文化首都を目指す京都といたしましても、国の内外から多くの方が訪れることになるのではないかと考えております。それに向けた取組を進めているところではございますが、その基盤となりますのは、何よりも住んでいる方、また訪れる方、それぞれ全ての人々にとって、人権が尊重されるまちであるということが重要であると考えております。

国においては、今年の4月に障害者差別解消法が施行されました。また6月にはヘイトスピーチ解消法が成立・施行されたということで、人権問題の解決に向けて法整備が進められておりますけれども、京都市におきましても、昨年の2月に策定いたしました京都市人権文化推進計画に基づきまして、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち・京都を作っていくために、様々な取組を進めているところでございます。

この3月には、京都市会におきまして、全議員の提案で、手話言語条例、正式名称は長いのですが、「手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」という条例が制定されました。手話による自由なコミュニケーションをどんどん京都市内で進めていこうということで、取組をスタートさせております。また、子どもの貧困対策につきましても、4月から、市役所の中での横断的なプロジェクトチームを設けまして、今後、実態調査を行い、その結果を、効果的な施

策の推進に生かしていくということとしております。今後とも、人権課題の状況を的確に把握しながら、各部局が縦割りだけではなくて、横断的に、オール市役所で解決に取り組んでいくことが極めて重要であると考えております。

本日の懇話会ですが、次第のとおり、人権文化推進計画に基づき、昨年度、平成27年度の取組実績と、人権擁護委員との連携強化について説明をさせていただき予定をしております。委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴して、今後の取組に生かしていきたいと考えております。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○板倉共生社会推進担当部長

それでは、この後の議事進行につきましては、薬師寺座長にお願いしたいと思います。薬師寺座長、よろしくお願いします。

○薬師寺座長

皆さん、こんにちは。本日は、二つの大きな議題を審議していただくことになります。

新聞で御存知のようにダッカ（バングラデシュの首都）では、邦人を含む非常に多くの人々がテロによって命を奪われ、人権上、極めてゆゆしい事態が起きているという状況の中、だからこそ人権というものを一番基礎の所から築いていくという努力が一層必要になってきているのだろーうと思います。

そういう中で、本日は、皆さんに二つの議題について検討していただきたいと考えています。「京都市人権文化推進計画の平成27年度取組実績」、「人権擁護委員の活動との連携強化の取組について」、この二つを大きな議題にしております。時間は短いですが、集中した審議の中で、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最初に事務局から資料の確認と議題の説明をお願いします。

○板倉共生社会推進担当部長

では、資料の確認をさせていただきます。資料は3種類ございますが、まず一つ目が、資料1としまして「京都市人権文化推進計画 平成27年度取組実績」でございます。A4でホッチキス留めの縦長の書類でございます。

資料2としまして、参考になりますが「平成27年度各局区別取組実績一覧」、A4横長の資料でございます。

資料3としまして「人権擁護委員活動と連携強化の取組について」という1枚物の資料でございます。

また、参考資料としましてパンフレット類を付けております。一つ目が、「人権擁護委員・あなたの街の相談パートナー」というパンフレットでございます。もう一つが、「人権ゆかりの地マップ」という資料でございます。

次に議題でございます。議題の一つ目は、「京都市人権文化推進計画にかかる平成27年度取組実績」についてでございます。人権文化推進計画では、進行管理として、毎年度、施策の実施状況の点検を行うことを定めております。3月に開催しました第23回の懇話会では、平成28年度事業計画についての御意見をいただきましたが、本日は、平成27年度取組実績について御報告させていただきます、委員の皆様から御助言・御意見等をいただくものでございます。

議題の二つ目は「人権擁護委員活動と連携強化の取組について」でございます。本市では、これまでから街頭啓発等において、人権擁護委員と連携した活動を行ってきましたが、今年度から、更なる連携の強化を図っており、その取組について御報告をさせていただくものでございます。

資料の確認と議題の説明は、以上でございます。

2 議題

(1) 京都市人権文化推進計画 平成27年度取組実績について

○薬師寺座長

ここまでのところで何か御質問等がありますか。特に無ければ、最初の議題に入らせていただきます。

それでは、最初の議題である「京都市人権文化推進計画 平成27年度の取組実績」について説明をお願いします。

○東課長（人権文化推進課）

人権文化推進課長の東です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議題1「人権文化推進計画に基づく平成27年度の取組実績」について、御説明させていただきます。資料1、平成27年度取組実績を御覧ください。1枚おめくりいただき、右側のページの概要を御覧ください。

取組実績につきましては、3月の懇話会で御報告させていただきました平成28年度事業計画と同様に、今回から資料構成を変更しております。人権文化推進計画では、第1章から第4章までで構成しておりますが、第1章は基本的な考え方で、具体の事業は掲げておりませんので、進行管理自体は、第2章から第4章までを対象としております。

これまでの取組実績では、第2章部分の各重要課題を中心に、主な取組を掲載しておりましたが、計画に定めた項目毎の事業が分かりにくくなっておりました。そこで、今回から構成を改めまして、計画の第2章に当たるものをロー

マ数字のⅠ、「各重要課題の取組」として、第3章に当たる部分をローマ数字のⅡ、「教育・啓発、相談・救済の取組」として、第4章部分をローマ数字のⅢ、「計画の推進に関する取組」として、それぞれ計画に定めております実施施策毎に取組事業を記載する形にしております。また、事業の詳細につきましては、別添の資料2の参考、各局区別の取組実績一覧に掲載しておりますので、参考に御覧ください。

平成27年度取組事業数は、全体で498事業でした。その内訳は、継続事業が470、改善事業が15、新規が13となっております。

その下に掲載例を挙げておりますが、最初に、新規事業は二重丸、改善事業は一重丸、継続事業は中点で記載しております。事業名の右側の括弧書きは、当該事業の具体的な内容が、資料2の一覧でどのページに掲載されているかを示しております。

1枚おめくりいただき、右側の1ページを御覧ください。ここからは、平成27年度の取組実績の内容ですが、まず、重要課題毎の取組についてです。

最初が、「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」です。主な課題の部分は、計画に掲載されている内容をそのまま記載しております。

その下の実施施策は、計画に掲げている施策名を記載しております。ここでは「DV対策」や「雇用意思決定」ですが、その説明文の次に括弧書きで、平成27年度取組実績として、具体的な事業名を記載しております。

その中で、中心的な事業や新規事業などのエポック的なものにつきましては、箱書きを設けて詳しく記載しております。本日は、この箱書きを設けている事業をいくつか紹介する形で説明させていただきます。

まず、(1)「DV対策」については、DV対策事業として取組を進め、DV相談支援センターにおいて、関係機関と連携しながら継続的な被害者支援に重点的に取り組みました。具体的には、被害者への支援として、住民基本台帳の閲覧制限や関係機関との情報共有、民間シェルターを運営する団体への補助などを行いました。またDV対策基本計画の改定版を策定し、今後5年間の支援策をまとめました。

次に2ページを御覧ください。(5)「全般に関わる取組」として、男女共同参画センター、ウィングス京都におきまして、基礎知識を学習できる機会を提供するための「出前講座」や各種講座・講演会、各種団体との連携事業を実施しました。また、女性のための一般相談に加えまして、女性への暴力相談、男性のための相談など、相談事業を実施し、合計で2,613件の相談がありました。

右側，３ページを御覧ください。重要課題の二つ目，「子どもを共に育む社会づくり」です。（１）「京都はぐくみ憲章」の推進では，市民ぐるみで子どもの健やかな育ちと子育てを支え合い，応援するまちを目指し，取組を実施しました。具体的には推進会議において，市民の具体的な実践方策である「行動指針」を策定し，様々なイベントでの紹介リーフレットの配布や，２月に開催した人づくりフォーラムにおいて憲章の実践推進者８団体を表彰するなどの取組を行いました。

（２）「児童虐待対策の推進」では，４ページの上の箱書きですが，「子ども虐待ＳＯＳ専用電話による通告・相談受付」を行いました。平成１３年度から設置しております専用電話により，夜間・休日を含む２４時間体制で，通告や相談を受け付け，迅速な対応を行いました。

相談内容としては，母親からの相談が最も多く，約４割を占めました。相談件数は，全体で２，３４２件でした。

５ページを御覧ください。（８）「携帯電話・インターネット」では，事業として「不適切利用防止対策の推進」として，携帯電話事業者との連携による授業を１４３校で実施したほか，市民インストラクターによる講座や研修会，京都府教育委員会と連携したネット上の書込みの監視などに取り組みました。

１枚おめくりいただき，右側の７ページを御覧ください。「３ 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」についてです。（１）「虐待」では，高齢者虐待防止事業を行い，高齢者への虐待防止のため，広報・啓発として，リーフレットの作成や講演会を，また，養護者や高齢者福祉に携わる関係者に対する研修などを実施しました。

１枚おめくりいただき，８ページを御覧ください。（３）「認知症対策」では，「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」として，認知症ガイドブックの地域での活用を進めるため，区役所・支所職員や高齢サポート職員などを対象に，地域での活用や普及に向けた研修を１４箇所で行いました。

また，徘徊など，行方不明リスクの高い高齢者の事前相談登録や行方不明時の発見協力依頼の情報提供・共有を市域全体で実施するため連携要領を策定し，運用を開始しました。併せて，市民啓発のため「認知症フォーラム」を実施するとともに，更に若年性認知症の支援として，地域包括支援センターや区役所などの窓口職員向けに基礎研修を実施しました。

１枚おめくりいただき，１０ページを御覧ください。「４ 障害者の人権尊重

と互いに支え合うまちづくり」です。(2)「障害のある人の権利擁護の促進」では、新規事業になりますが、障害者差別解消法の周知・啓発事業として、昨年度は本年4月の法施行に向け京都市の対応要領を策定したほか、啓発シンポジウムや啓発リーフレットにより、市民や事業者に対する周知を行いました。

右側の11ページを御覧ください。(6)「相談支援」では障害者地域生活支援拠点運営事業として、障害のある方の高齢化・重度化や親なき後も住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていただけるように、1箇所に障害者地域生活支援拠点を設置し、区役所等が開所していない土・日・祝日に、電話や来所により相談できる体制を構築しました。

1枚おめくりいただき、右側の13ページを御覧ください。(12)「全般にかかわる取組」では、市会事務局における新規事業として、「京都市手話言語がつなぐ豊かな共生社会を目指す条例」、略して「手話言語条例」が3月に議会で成立しましたが、条例案の段階で、市民から意見募集を行った際にろう者の方により丁寧に対応するため、手話による意見提出の希望者を募集し、10名の方から意見提出がありました。

1枚おめくりいただき、14ページを御覧ください。「5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」です。(1)「第三者による住民票の写し等の不正取得の防止」では、事前登録型本人通知制度の運用として、第三者に住民票等の写しが交付された事実をお知らせする通知制度につきまして、市民しんぶんへの折込みを入れるなどの周知を行った結果、3月末時点での登録者が1,395名と、前年度の2倍に増加しました。

右側の15ページを御覧ください。「6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」です。(2)「生活支援」では、「GKPキャリアガイダンス&ジョブケア」として、日本での就職を目指す留学生を支援するため、採用意欲のある中小企業との交流会を年4回開催するとともに、留学生やバイリンガルの学生を対象とした説明会などを開催しました。また、他団体と協働でイベントやOB・OGミーティングを実施するとともに、WEB上におきまして、企業と留学生が情報交換できる場を設けました。

1枚おめくりいただき16ページを御覧ください。(3)「多文化共生の地域づくり」では、ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応として、ヘイトスピーチの問題を積極的にテーマとして取入れた映像上映・

講演会や学習会を開催し、市民への啓発活動を行なうとともに、広報として、12月の人権月間に合わせて市民しんぶんや人権総合情報誌にヘイトスピーチに関する記事掲載などを行いました。

また、国に対しまして、法による対応を含めた実行性のある対策を求めました。御承知のように国におきましては、ヘイトスピーチ対策法が5月に成立し、この6月から施行されたところです。

1枚おめくりいただき、18ページをご覧ください。「7 安心して働き続けられる職場づくり」です。中ほどの箱書きですが、「真のワーク・ライフ・バランスの推進」として、各種取組を実施しました。具体的には、中小企業に対する支援として、育児・介護と仕事の両立や長時間労働の解消などに取り組む企業18社に対し補助金を交付し、企業における環境整備を促進しました。

また、活動が他の企業の模範となり推奨できる企業の表彰、併せて市民啓発として市民の身近な好事例の発掘・発信を行う実践エピソード表彰を実施しました。

この他、FM京都の番組での周知や、11月の「京都ワーク・ライフ・バランスウィーク」に合わせた地下鉄車内での中吊り広告などを実施しました。

次に、(2)「啓発・広報」では、右側19ページの箱書きですが、「企業向け人権啓発講座の開催」として、社会状況が変化する中、企業の果すべき役割を再認識してもらい、人権尊重を基盤とした職場づくりを支援するため、企業向けの講座を10回開催しました。

1枚おめくりいただき、20ページを御覧ください。「8 感染症患者等の人権尊重について」です。(1)「相談・検査体制」では、保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名で検査を行うほか、下京保健センターでの夜間検査、京都工場保健会での土曜検査を実施し、合計3,468名の方が受検しました。

(3)「啓発」では、「世界エイズデー街頭啓発事業」として、市民がエイズについて正しく理解し、差別・偏見の解消を図るため、ポスター掲示や、啓発冊子の配布、街頭キャンペーンなどを実施しました。

右側の21ページを御覧ください。「9 犯罪被害者等の人権尊重」です。(1)「支援対策」では、「犯罪被害者支援策の推進」として相談や、必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行う総合相談窓口を設置し、電話や面接による相談などを行いました。また、被害直後における生活資金の給付や住居の提供、心のケアなどの支援を行いました。

下の（２）「啓発・教育」では啓発活動として、犯罪被害者が置かれている状況や支援について市民や事業者が理解を深めるために、１１月の「犯罪被害者週間」などにおいて啓発パネルの設置や、各種啓発イベントを行いました。また、教育活動として、中高生を対象とした、犯罪被害者遺族による講演を、市内７校で実施しました。

１枚おめくりいただき、２２ページを御覧ください。「１０ ホームレスの人権尊重と自立支援」についてです。（１）「勤労」では、京都市自立支援センターにおいて、３１名のホームレスの方に宿泊場所の提供や公共職業安定所と連携した就職相談を行いました。

また、（３）「相談」では、ホームレス訪問相談事業を実施し、相談員が生活場所を訪れて総合的な相談支援に取り組むとともに、無料法律相談により、多重債務等の法的な課題があるホームレスに対し、弁護士による相談を行うなどの支援に取り組みました。

右側の２３ページを御覧ください。「１１ 高度情報化社会における人権尊重」です。（１）「携帯電話・インターネット」では、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発として消費生活専門相談員を講師として派遣する出前講座や、年齢階層に応じた消費者教育の冊子・教材の配布、標語の募集や、本・DVDの貸出しなど様々な取組を行いました。

１枚おめくりいただき、２４ページを御覧ください。「１２ 様々な課題」につきましては、社会情勢の変化に伴い見受けられる様々な課題についても、正しく理解されるよう積極的に教育・啓発を推進しました。具体的な取組につきましては、後ほど説明する人権啓発の中で実施しております。

右側の２５ページを御覧ください。大きくくりの「Ⅱ 教育・啓発、相談・救済の取組」についてです。まず、教育・啓発のうち、人権教育の中の家庭教育では、人づくり２１世紀委員会事業として、「京都はぐくみ憲章」の理念を踏まえ、大人や子どもの人権感覚を高めるために連続講座・研修会や人づくりフォーラム、市立学校における保護者向け啓発講座の開催、また家庭教育新聞、人づくりニュースの発行などに取り組みました。

１枚おめくりいただき、２６ページを御覧ください。中ほどの（２）「人権啓発」の中で、「ア 市民への啓発等」では、右側の２７ページの一番上になりますが、広報に関する新規事業の一つとして、「人権ゆかりの地」の発信を行いま

した。お手元に、参考資料として「人権ゆかりの地マップ」をお配りさせていただいております。このマップは、市民や国内外の観光客に、人権の視点から京都の歴史を再発見してもらい、人権への関心を高めてもらうために日本語、英語、中国語、ハングル語の4箇国語で、この3月に発行したものです。現在、観光案内書や区役所・支所などで配布するとともに、京都市のホームページにも掲載しております。

マップの内容ですが、市内に多数存在する人権にゆかりのある名所・旧跡等の中から23箇所を取り上げて表面に市内の北部を、裏面に南部を掲載しております。

次に資料の27ページの中ほどですが、学習機会の提供の取組として、各区役所・支所において、区民を対象とした人権啓発事業として、講演会・映画会をはじめパネル展、作品展、街頭啓発などを実施しております。

1枚おめくりいただき、右側の29ページを御覧ください。「2 相談・救済」についてです。各種の相談に応えられる体制の充実や、関係機関との連携などを実施しております。この中の(3)「人権擁護委員活動との連携」につきましては、後ほど議題2で詳しく御報告させていただきます。

1枚おめくりいただき、30ページを御覧ください。「Ⅲ 計画の推進に関する取組」です。中ほどの(2)「職員研修」では、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として進めていくために、一人一人の職員が、人権尊重について理解を深め、問題意識を高めるよう、5月の憲法月間と12月の人権月間に各局区において様々な人権に関する研修を実施しました。

以上、平成27年度取組実績の概要につきましの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○薬師寺座長

ただ今の事務局からの説明について御質問、御意見等はございますか。

では、私から一つだけ伺います。

例えば、2ページのウィングス京都のところで、電話や面談による女性や男性のための各種相談件数が2,613件であると説明がありましたが、他の所でも同様に電話相談があったという報告されていました。

本日報告された前年度の実績を踏まえて、今年度予算が措置されていればよいのですが、それは無理なことで、本日報告された実績を踏まえて来年の3月に懇話会で審議してもらう次年度の実施計画をどのようにしていくのかということが、議論の重要なポイントになるのだらうと思います。

そういう点から、今のページとか、4ページの「子ども虐待SOS専用電話」の24時間体制の電話相談などが、実際にはどれぐらいの相談件数があるのか、それから11ページの「障害者地域生活支援拠点運営事業」で、障害者の方々が土・日・祝日に電話・来所により相談対応できる体制を構築したことによって、新たに見られた進展など、そういったことによって出てきている課題があれば、担当課の方から御説明をお願いします。

他の委員の方で関連をすることや他の所でも質問があれば出していただいたうえで、御発言いただくということでしょうか。

なければ、先程の回答を先にお願いします。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

男女共同参画推進課の寺井と申します。よろしくお願いします。

ウィングス京都についての御質問ですが、昨年は2,600件余りの相談件数でしたが、大半というか、95パーセントが女性からの相談ということになっており、内容的にも、生き方、家族のこと、夫婦のこと、暴力のことなど、こういった相談が多くを占めています。特にDVに関わるような暴力関係の相談が約4割を占めているという状況です。

相談件数としては、毎年度、徐々に増えていますが、特筆して増加しているという状況ではございません。と言いますのも、DVに関しては平成23年度にDV相談支援センターを開設しており、そちらで相談を受けておりますので、センターではかなり右肩上がりです。相談件数も上がっておりますが、それとは違う部分で、暴力以外の部分での相談も、ウィングス京都では受けています。

こういった状況を踏まえて、現在、更なる相談員体制の充実ということで、よりスキルアップした相談体制を実現するために、昨年度から、相談員への研修に取り組んでいるところでございます。様々な相談内容を踏まえて、より着実で的確に対応できる体制を、今後も取り続けてまいりたいと考えております。

○薬師寺座長

他の関係のところで何か御発言ありませんか。

○河原担当課長（児童家庭課）

児童家庭課の河原と申します。お世話になっております。

先ほど、御質問のありました24時間体制での「子ども虐待SOS専用電話」の相談の実施に関しましては、資料の4ページの中にも記載しておりますように、平成13年6月から専用電話を設置して相談を受けています。夜間対応も実施をしていますが、相談の内訳は、中ほどに記載しているとおり「子育てに

悩んで虐待してしまいそう。」といったような母親からの相談が約4割と、かなりの比率を占めております。

様々な種類の相談があり、最近では、児童虐待関係の相談の件数が全国的にかなり増大しております。本市におきましても、大体横ばいというような状況であり、新しい要素としては、※印で記載しておりますが、「児童相談所全国共通ダイヤル」として、皆様にもお知りおきいただいているかと思いますが、3桁番号ということで「189（いちはやく）」番を、平成27年7月から全国的に展開をしまして虐待相談などを受付けております。相談の中身に関しては、虐待かどうか明確でない場合でも、少しでも怪しいといった場合はどしどし連絡をお寄せくださいといったような形で進めております。

ただ、この189の番号案内が繋がるまでかなり時間が掛かるため、途中で電話を切られるような状況があったので、この4月からはこれまでの6割程度の時間で繋がるように、厚生労働省の方で一定の改善もされています。これにより、今後、相談件数も徐々に増えていくと思っております。現状は以上でございます。

○薬師寺座長

ほかには、特にありませんでしょうか。委員の方から、何か御質問はありますか。

○森委員

森でございます。

昨夜、NHKのテレビ番組で、本当に残念なことです。認知症の方を抱えている家庭で、介護に疲れて命を奪ってしまったという特集番組がございました。

8ページにも認知症対策というところで項目が掲載してありますが、この認知症の方を抱えておられる身内の方があやめてしまうといった事件が年々、増加をしている、本当に悲しい事件が増えているという内容でした。

例えば、京都市ではそういった最悪の事態に至るケースについて、この数年増えているのか、そういった状況をつかんでいるのかどうかをお聞きしたいのと、増えているのであれば、どのような問題意識を持って取り組もうとしてきたのかという点もお聞かせを願いたいと思います。

現在、私の義理の母親が認知症にかかっておりますが、90歳前の義理の父親と2人で同居していて老老介護という状況の下で、すぐに面倒を見きれないという環境がありますが、他人事ではないと私自身も感じています。いかんせん、昔の方は認知症を抱えていることを世間になかなかオープンにできないし、相談に行こうともしない。私の妻、娘、兄弟から早期治療も含めて散々言われ

ていますが、そういう知識もない中で、相談に行った時には、「やはり当事者本人が日常生活に支障を来たすとか、苦勞をするということがないと、なかなか動かないでしょうね。」というようなことを専門のカウンセラーの方からも言われ、結局そのとおりになっています。治療も遅れてしまったところもありますが、そういった啓発・教育の点では、まだまだ遅れていると思いますし、その両面で最悪の事態にならないための防止策というものが、これから高齢化社会が進んでいく中での喫緊の課題であろうと思います。現状で市が把握されている内容をお聞かせいただきたいと思います。

○薬師寺座長

では、担当課の方、お願いします。

○谷利課長（長寿福祉課）

長寿福祉課でございます。

認知症に起因する介護疲れが原因となったことでの刑事事件数ですが、そういった数については、私どもでは把握はしておりません。把握はしていませんが、やはり認知症という症状に対する家族の理解がなければ、虐待に向かったり、そういった痛ましい事件に結びついたりする訳でございます。従って、認知症がどういう病気なのかということを御本人や家族の皆さんにしっかりと認識してもらい、これからどのように症状が進行していくのかも御理解をいただくという取組が、まずは大事であろうと思っております。

日本の場合は、認知症の50パーセント以上がアルツハイマー型認知症でございます。アルツハイマー型の場合、突然発症するというよりは、かなり長い時間をかけて進行し、症状も変わるため、それぞれの段階で適切に受けられるサービスというものが違ってきますので、どういうサービスをこういったところ受けることができるのかをまとめた冊子なども作成をしております。こういった冊子で、認知症がどういうものか、それから、なったときにどういうふうなサービスを受けていけるのかといったことを正しく伝えていくことがまずは大事だろうと思っております。

もう一つ、平成28年度からの取組として、先程、森委員のお話にもありましたが、症状を本人も家族もなかなか受容できないということがございます。できるだけ早い段階で、医療あるいは介護のサービスに掛かっていただくことで、暮らし自体が改善することもございますし、また将来への備えということもできますので、できるだけ早い段階で医療と介護のサービスに関われるように、初期集中支援チームというものを今年度から設けて運用していきたいと思っております。こういった取組を重ね併せまして、認知症の方の症状などを十

分理解していただいて、適切な医療・介護のサービスに結び付けていけるようにしたいと考えております。

○直野委員

京都新聞社会福祉事業団の直野です。

実は、私どもで取り組んでいます大学生・高校生向けの奨学金選考会を本日開催していましたが、京都市では、給付型奨学金を実施しているのかどうか、その奨学金の実績をお手元にお持ちならお教えいただきたいと思います。

給付型奨学金については、国レベルでテーマになってきておりますが、今後、より充実させられるのかどうかということもお聞きしたいと思います。

もう1点、ヘイトスピーチに関して法律ができましたが、元々、京都の在日朝鮮人の方に対するヘイトスピーチが京都地裁で違法であるという判決が出されたことをきっかけとして、最高裁まで上げられて、最終的に法律という形になってきたかと思います。条例案を作っている自治体もあるように思いますが、京都市ではどうなのか、今後、条例の制定を考えているのかどうかもお聞きしたいと思います。

○薬師寺座長

いかがでしょうか。給付型奨学金とヘイトスピーチに対する条例等を含む対応について、説明をお願いします。

○西尾担当課長（国際化推進室）

国際化推進室の西尾でございます。ヘイトスピーチの関係を御説明させていただきます。

御紹介のとおり、国で対策法案の法律が成立し、6月から施行されているということで、新聞等でも報道されています。自治体の条例という点では、大阪府が先行して条例を制定し、既に施行されております。

京都市では、今回の法律の中で、三つの対策ということで、「適切な相談対応」、それから「啓発」、ヘイトスピーチを許さないという啓発をし、意識を浸透させていくということ、それから「教育」。この三つの対策を、まずは国の責任でしっかり進めていくということが法律の中でうたわれておりますので、今後、国の方で進められる施策の内容に応じて、京都市も対策をしていきたいと考えて降ります。

京都市でも、様々な形でヘイトスピーチは許されないという啓発を中心に実施してきましたが、今回の対策法により、国の方でも様々な施策を展開していくということですので、それを踏まえて京都市でもヘイトスピーチを許さない

という啓発をいろいろな形で進めていきたい、まずはそれを重視しようということでございます。このため、現在では、条例化により取組を行なっていくということまでは考えていないということでございます。

○東課長（人権文化推進課）

給付型奨学金の件でございますが、本日は直接の担当課が来ておりませんが、私の知る限りでは、そういう直接的な給付型奨学金というものは、京都市の施策ではなかったかと思います。

○薬師寺座長

そのほか何かありますか。

○安保委員

安保と申します。

11ページの（５）「発達障害児者及びその家族への支援の充実」のところで、小さいお子さんの早期発見により支援をしていくということが記載されています。自閉症スペクトラムの方が大学に行かれた場合、発達障害いわゆる自閉症スペクトラムの方をどう支援するかということに大学でも取り組んでいます。一番問題なのは就職がなかなか難しいという点ですが、その辺りの支援の面で大学の相談窓口と京都市の相談窓口が連携した取組は行っていないのかということ、それから、7ページの高齢者の虐待のところで、高齢者虐待防止法が策定され、高齢者虐待に関する相談件数がどの程度あるのか、高齢者虐待シェルターの利用件数がどの程度あるのか、京都市における状況を教えていただければと思います。

○薬師寺座長

この点いかがでしょうか。

○谷利課長（長寿福祉課）

長寿福祉課です。高齢者の関係について先にお答えします。

まず、高齢者虐待シェルターの昨年度の利用実績は8件ございます。この虐待シェルターは、要介護認定を受けている方なら老人福祉法に基づく特定措置法等の特別養護老人ホーム等で措置できます。ただ、認定を受けていない方には高齢者ドクターシェルターということで特別養護老人ホームなどの介護保険施設以外のところで受けているということなので、件数としては少なくなります。ただ、高齢者の虐待自体は、かなりの方が要介護認定を受けていて、また

認知症なども発症している場合もあります。そういった方々について、老人福祉法に基づく特定措置法で対応することになりますので、虐待シェルター自体の利用数はそう多くはありません。以上でございます。

○東課長（人権文化推進課）

発達障害に関する大学相談窓口との連携ということですが、所管しております障害保健福祉推進室は、別の会合のため欠席させていただいていますが、資料2の参考の取組実績の一覧の中で、27ページの一番下、84番ですが「発達障害者支援センターかがやきの運営」ということで、相談などの支援の実数が記載されています。相談支援760、就労支援163、発達支援61という数字が挙げられております。大学との連携につきましては記載がございませんので、確認させていただき、別途、お返事させていただきたいと思います。

○山森委員

山森と申します。

今の発達障害児の関係で、少し気になったことがあります。母親同士の話を聞いていますと、最近では発達障害の子どもを支援しなければならないということで、それはすごく良いことだと思います。

発達障害の子どもがいる割合というのは統計上6パーセント程度なのですが、ある保育園では2割ぐらいの子どもに保育所側が発達障害の恐れがあると保護者に伝えたようです。そのことも未然に防ぐとか、子どもの生きやすさを支援するという意味では良いことだと思いますが、ただ親の方はやはりびっくりするし、本人と親も障害があるということでショックを受け、そこで本人の自己肯定感が下がり、その後に影響を与える可能性があります。今までこういったことなかったのですので、どのようになっていくのかということとは分かりませんが、その辺りが少し気になりました。質問ではありませんが、その辺りも本人の自己肯定感や福祉の面で適切にしていいただければと思いました。

○薬師寺座長

意見ということですので、今の話は意見ということで伺います。そのほか何かありますか。

（2）人権擁護委員活動と連携強化の取組について

○薬師寺座長

それでは、何か付け加える点があれば、また後でお願いします。

次の議題である「人権擁護委員活動との連携強化の取組について」、御説明を

お願いしたいと思います。

○東課長（人権文化推進課）

それでは、議題２「人権擁護委員活動との連携強化の取組について」、御説明させていただきます。資料３を御覧ください。

人権擁護委員は、国民の基本的人権を擁護し、自由・人権思想の普及・高揚を図ることを目的としたボランティアでございます。現在、京都市内では４５名の委員が、人権に関する啓発や人権相談に従事していただいております。京都市としまして、今年度から委員活動の連携を更に強化していくこととしておりますので、その内容を御報告させていただきます。

初めにカラーのパンフレット、「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」を御覧ください。表紙をおめくりいただき、右側の２ページの上の方を御覧ください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の方です。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っていただいております。

人権擁護委員の推薦・委嘱に当たりましては、市長が議会の意見を聞いたうえで、地方法務局に対して推薦を行います。

３ページを御覧ください。「活動と役割」ですが、一つ目としまして「人権相談」、住民からの様々な人権に関する相談に応じていただくことがございます。具体的には、法務局で毎日行っている常設相談所に、交代で従事していただいております。

４ページですが、二つ目の活動・役割としまして、「人権侵害の被害者の救済」というのがございます。法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査・救済のための処置を行います。

５ページを御覧ください。三つ目の活動・役割としまして、人権啓発活動がございます。人権週間などでの街頭啓発や、小・中学校での人権教室、地域での啓発などを行っていただいております。

資料３にお戻りください。２段落目になりますが、昨今、人権問題が複雑化、多様化する中、委員の役割はますます重要となっておりますが、京都市が平成２５年度に実施した市民意識調査では、市民の委員に対する認知度が低いとの結果が出ております。具体的には、人権擁護委員制度を知らないと答えられた方が７０パーセントでした。こうしたことから、市内の４５名の委員で組

織されています京都人権擁護委員協議会からも、市民への積極的な周知に、京都市も協力して欲しいとの要望を受けております。このため、昨年策定しました京都市人権文化推進計画では、人権擁護委員活動との連携という新たな項目を掲げるとともに、これまで街頭啓発などの啓発活動での協働した取組や市民への広報活動を行ってきましたが、更に連携強化を図るため、今年度から新たな取組を二つ進めてまいります。

一つ目が、「推薦人数の拡大と区枠の設置について」です。京都市からの委員の推薦人数を現在の45名から55名に拡大、増員するとともに、従来の各分野からの推薦に加えまして、より地域に根ざしたきめ細やかな活動をしておられる方の推薦を新たに各区役所とも連携して行ってまいります。この新しい推薦枠を「区枠」と呼んでおります。

資料の裏面の中程を御覧ください。参考として付けていますが、「2 人権擁護委員の委嘱状況」でございます。現在の委員は45名ですが、市会議員、社会事業者、教育者など、分野別に推薦者を出しておりますが、区単位で推薦者を出すということはしておりませんでした。このため、区によっては、委員が一人もいないというような場合も起こっております。

表面に戻っていただき、(1)「区枠設置の目的」でございます。地域の実情を知り、各種団体とのつながりを持つ方が、委員になっていただくことによりまして、きめ細かな啓発活動や、市民の認知度の向上などが期待できることから、新たに区枠を設けるものでございます。

(2)「区枠の委員数」につきましては、各1名ずつの計11名としまして、これを推薦人数の拡大による10名と、年齢制限による現委員の1名の退任により、推薦枠を確保します。

(3)「今後の予定」ですが、現在、区役所による人選を進めておりまして、11月に議会に推薦議案を提出し、その後、法務局での手続きを経て、来年7月に法務大臣からの委嘱を受けて活動を開始していただくこととしております。

次に二つ目の取組、「人権擁護委員と連携した人権啓発活動について」です。これまでは、主に人権文化推進課が関わる人権啓発活動で、委員と協働で取り組むということはしていましたが、今後、更に連携を強化するため、新たに各区役所・支所において実施する事業におきましても、委員との協働による啓発活動の実施や市民への周知に努めていくこととしております。この5月の憲法月間から取組を開始しており、すでに数区において連携を行っていて、今後、更に12月の人権月間等の機会を捉えながら取組を拡大してまいります。

想定される連携事業として上げている中で街頭啓発活動への参加や人権啓発講演会における委員による制度や活動の説明ということにつきましては、5月の区での事業から既に始めているところでございます。そのほか、委員を講師

とした市民向け講演会や区民ふれあいまつりでのブース出店などが、連携事業として想定しているところでございます。

以上のような取組を通して、人権擁護委員活動を更に活発化し、市民への周知も進めていければと考えています。説明については以上でございます。

○薬師寺座長

事務局からの説明について、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

今の提案にありましたように、重要な点は現在の推薦人数４５名を５５名にする、これは新たに増やすということではなくて、定員である５５名まで京都市が出せる人数を出すという、そういう趣旨でございます。それから、従来は主に職能別であり、地域という区分はなかったのですが、今度は新たに１１区を単位として選出し、この１１名を５５名の中に組入れるという、二つの点が要点であったかと思えます。

当然、区という地域を大切にして機能を果たしていただくという委員の仕事も含まれることになりますが、こういった点を新たに改良したいということでの提案ですが、いかがでしょうか。

○直野委員

制度なので仕方がないと思いますが、７０パーセントの方が人権擁護委員のことを知らない。なぜ知らないのかというと、この窓口が地方法務局にあるからだと思えます。これは法律で決まっているのでどうしようもないかもしれませんが、そういう意味では、市や区がもう少し連携を深めて前へ出てくれば、効果が現れるのではないかと期待しています。

○薬師寺座長

他の委員の方から何かあればお願いします。

○安保委員

私は、京都市から弁護士枠ということで推薦いただき、１０年間、人権擁護委員と子どもの人権専門委員をさせていただいていました。これは、法の不備でして調査権限もなく、それから勧告等を出しても強制権もないという点で人権擁護委員に相談をしても、普通の相談とあまり変わらないというところもあるのではないかと思います。

ただ、人権擁護委員の方々もとても努力をされており、以前は法務局が事務局をしていましたが、最近では人権擁護委員自身がその活動に対して事務局を

置き、交代で事務をされている。そういった面で積極的に活動しようしているところがあるが、活動場面がなかなかないという現状があるため、これから区との活動などで連携されると、力を発揮できる場所が増えるのではないかと思います。本当に実費だけ、交通費だけで、完全にボランティアでやっておられます。ただ、本当にどこにも相談するところがない方などは、人権擁護委員のところへ電話をかけてくる面もあるので、最後の受け皿になっているのではないかと思います。

○薬師寺座長

行政庁の管轄下にあるのではない独立の人権委員会を国内に作るべきだということが世界の基本的な考え方です。残念ながら日本では、国内人権委員会を設置することを趣旨とした法案は国会に提案されましたが、未だ成立せず、世界が要求するような独立の財源を持ち、独立の人材・事務局を備え、かなりの権限を持った人権擁護の委員会を作るという段階には至っておりません。

そういう問題点はあるが、人権を身近なところで実現するという点で、自治体と人権擁護委員の方々との連携を強化するということは、非常に重要なポイントではないかと思っています。

地域生活の日常の現場で、どのような人権問題が実際にあるのかを知っている方々が人権擁護委員になるのは大きな意味があると思うので、地域から選ばれた方も含めて55人の定員枠一杯まで選出していくことができれば、それに越したことはないと思います。

私は他県でもこういった懇話会に関わっていますが、そこでは民生委員の方々に委員に加わっていただいているという状況があります。もし、御提案のような形で人権擁護委員の数を増員するということであれば、懇話会の委員にはなくても、場合によってはオブザーバーとして参加いただくなどして連携が取れればと思いますので、御検討いただければと思います。

そのほか御意見等がありますでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

御意見ありがとうございます。人権擁護委員に関する取組についてですが、3年前になりますが、京都の擁護委員45名の協議会の代表者と私どもで、年1回、意見交換会を始めました。

人権擁護委員の方が色々困っていることや御要望を聞いていく中で、定数が55名であっても人数が45名しかいないので、人数を増やして欲しいということや、現在の職域別の委員では地域の方との繋がりがなく、入って行きづらいところもあり、地域に詳しい方を推薦して欲しいという要望がありました。

また、市民意識調査で、擁護委員があまり知られていないということも踏まえまして、一步ずつですが、こういう取組を進めているところでございます。取組に期待するとの御意見をいただきましたので、頑張ってやっていきたいと思いいます。

○薬師寺座長

是非お願いしたいと思いいます。

その他の点について、何かありますか。本日の議題全体を通じて、あるいは、せっかくの機会なので、何か人権に関連をした市の施策という点を含めて御意見等があれば、お願いします。

○矢野委員

先ほど、人権文化推進計画を基にして色々と報告をしていただいた際に発言をすればよかったのですが、少し遅れてしまいすみません。

3点お尋ねしたいことがあります。

一つは、22ページにあるホームレスに対する支援ということですが、課題では、10年前と比較すると、ホームレス数が約8割減少していると書かれています。私自身、ホームレスというのも色々なタイプがあるだろうと認識しています。例えば、失業して生活ができなくなってホームレスになるという場合もありますし、若年ホームレスだと、家庭での虐待という形で出ていくということがあるだろうと思いいます。それからホームレスの中でも、女性のホームレスはなかなか発見しづらいとか、そういった多様なホームレスというものを前提にした場合に、色々な自立支援、あるいは就労に向けての取組がされているということですが、どういった効果があったのかということを、把握されていたら、御紹介いただければと思いいます。

2点目は、5ページで子どもの問題を取り上げていて、特に3ページでは、子どもの貧困という言葉が出てきています。私自身がよく知っている自治体ですと、例えば給食費の補助であるとか、色々な家庭環境の中で食事ができない子どもに対してNPO法人が食事を提供したり、学習の場を設けたりする。そういったNPO法人に対する色々な支援が、自治体によっては補助金というような形で支援されているような場合があります。どういう風に質問していいのかと悩んでいましたが、子どもの貧困問題に取組んでいるNPOに対する支援として、5ページの真ん中辺りでは、子ども支援センターとか支援ステーションの話が出てきていますが、このような取組がされているのかどうかということをお伺いします。

3点目は、18ページで雇用・生活の安定ということになりますが、取組例

は少ないですが他の自治体であれば、「公契約条例」を設定している自治体があります。つまり、労働者の人件費を競争力の向上ためにカットをさせないという取組です。条例自体は恐らく議会案件ということになってくるだろうと思いますが、現在でも様々な業務委託や発注を行う際に京都市の側で、例えば人件費などのカットにつながらないような何らかの配慮とか仕組みとか、そういったことを契約時にされているのかどうかをお伺いできますか。

○薬師寺座長

関係課の方、回答をお願いします。

○辻担当課長（地域福祉課）

保健福祉局地域福祉課です。1点目と2点目について若干お話をさせていただきます。

ホームレスですが、毎年1月に、目視の調査を国が実施していますが、やはり徐々に減ってきている状況にあります。実は、御指摘のとおりホームレスといっても、その形態は変化してきていまして、ネットカフェですとか、流動されている所にいる方が非常に増えてきているのではないかとということもあります。それらの方も含めて全体として数が減っているのかどうか、そこら辺りの調査は特にしていませんので、単に減っているとは言えないのではないかとという状況であると私どもも認識しております。

また、ホームレスの就労支援の部分ですが、私は生活保護の業務をずっとしていますが、いわゆる野宿しておられる方だけではなくて、家がないという状況で生活保護の相談に来られる方が沢山います。簡易宿泊所に入所していただき、就労可能な方については支援官と一緒に住居確保の方向で進めるのがいいのか、自立支援センターに入っていただき、そちらで住居確保の費用を自分で稼いでいただくのがいいのか等々、支援員と相談しながら進めているといった状況であります。

各福祉事務所に、ハローワークの出張所のような形で就労支援コーナーを設置しており、そちらの方でも仕事を探していただくということで、長く野宿されている方ではなく、やはり失業したということでホームレスになった方についても、そこで仕事も見つけて住居確保も進めるというような形で進めているような状況があります。それが、ここに挙げているような結果になっているところ です。

あと、子どもの貧困に関する御指摘ですが、生活保護受給者の貧困の連鎖を何とか止めるためには高校への進学が非常に重要となりますので、生活保護の分野で中3学習会という取組を14福祉事務所中12箇所で開催しています。

学習会は週1回、大学生のボランティアの方などに協力いただいておりますが、学習会に来ていただいた方は、ほぼ進学ができるような状況が生まれています。困窮者支援法が去年にできて、生活保護世帯だけではなく、困窮されている世帯の方で、塾等の費用が出せないという方については、その方にも参加していただくような取組を現在進めているところです。

それと、その中でNPO法人の「山科醍醐こどものひろば」の方に御協力をいただいたり、ユースサービス協会とそのNPO法人の方などに支援していただいたりして、国から確か2分の1の補助が出ていたかと思いますが、そういった形でNPO法人の方の協力も得ながら進めているところです。

子ども食堂に関しては、全国的に非常に増えてきているということが新聞等にも沢山載っていきまして、今後の課題になっていくと考えております。現在、子どもはぐくみ局の創設に向けた取組の中で、議論されているような状況があります。

○薬師寺座長

3番目の質問について、説明をお願いします。

○東課長（人権文化推進課）

公契約条例に関する部分ですが、昨年度、京都市でも公契約条例が制定されております。特に下請に対する配慮もあったかと思いますが、本日、担当課が来ておりませんので、担当課に確認のうえ、別途、資料をお渡しさせていただこうと思います。

○矢野委員

認識不足で失礼いたしました。

○辻担当課長（地域福祉課）

先ほどの給付型奨学金の質問の際に、私からお答えすべきだったのですが、平成3年度頃に教育扶助資金という名称で、市民税非課税世帯の高校生向けの給付型・1年単位で申請してもらう制度があり、授業料も免除という形になっていましたが、教材費等の準備金的な形の高校生向けのものは、現在もございません。

○薬師寺座長

そのほかにも何かありますか。

○岩渕副座長

京都市行政が、平成２７年度取組実績にあるこういった取組をきめ細かく実施しているということに併せて、地域でも色々な団体が、こういう取組の充実に向けて努力しているケースが、最近では非常に増えてきたと思います。

認知症の件につきましても、包括支援センターが中心になり、社会福祉協議会、民生委員、児童委員とか、そういった所とも連携して、自治会も一緒になって、それで訓練をしています。どんな訓練かというと、認知症になっている役の人がいて、地域の人が認知症の人を見つけたら、実際にどうすればいいのかということ具体的に、子どもも巻込んで取り組んでいるようなことも最近よく見るようになってきましたし、認知症サポーターのための講座を実施されて、受講者にはオレンジのリボンを渡すという取組がいろんな地域で行われてきているようです。

そういったことを行政でやっていることだけではなくて、民生委員、児童委員、保護司会、社会福祉協議会、PTA、自治会などにも広がっていったということが、大きな実績になっているのではないかと思います。それを数字で上げて、どうこうという訳ではありませんが、確実に、地域に定着しつつあるのではないかと思いますし、本来は、こういったことがどんどん広がっていくことが大事であろうと思います。

人権というと、具体的な数字でどうこうということが非常に難しいのですが、ネットワークを作ることによって、子どもが守られる、高齢者が守られる、障害のある方が守られるというような目配り・気配りのネットワークが広がっていったら、それは非常に大きな実績ではないかと思って聞かせていただきました。感想のような話ですけれども。

○薬師寺座長

そのほか感想でも結構ですので、何かありますか。

○小山委員

素朴な質問で申し訳ありませんが、先ほど、人権擁護委員の委嘱状況について説明がありましたが、実際に顔が分かったら、とても相談がしやすいのではないかと思います。実際に誰が人権擁護委員をしているのかということは、どのようにすれば確認できるのでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

実際、人権擁護委員が法務大臣から委嘱を受けた際に、公示行為といいまして、何区にお住まいのどなたが委員になられましたということは一応オープンになっています。ただ、法務局で委員の氏名等をホームページに掲載というところまでは、個人情報との関係もあるかと思うのですができていないというのが実情です。今回、地域から出ていただくことによって、既に地域でも活動されている方もございますので、より身近になるのではないかと期待しております。

○薬師寺座長

そのほか何かございますか。

○山森委員

参考資料の「人権ゆかりの地マップ」、とても良かったです。

○薬師寺座長

このように配れるものも大事ですね。最近、京都の駅は海外の方も全国の方も来られていますので、こういったものを見ていただければ、京都に来る楽しみの一つになるかもしれません。

本日は、大変短い時間ではございましたが、集中して御審議をいただきましてありがとうございます。

感想的なものですが、先ほどからも何人かの委員の方が述べられていますが、この平成27年度実績の項目の中には京都市が直接的に、義務とか責務と言えるかどうか分からないものがあると思います。それから、人権に関する活動をいろんな所がやっている中で、その人権が色々なところで守られるように見守るというか確保をする、場合によっては援助をする、そういう両方の面があるのだろーと思います。

本日の報告のところも、ほとんどは京都市自らがやっているところを重点的に出されていると思いますが、今後はそれと合わせて、見守ることや援助することなど、そういったバランスも図りながら事業を進めていただければと思います。

本日は委員の方、また各部局の方も大変熱心に御議論いただき、本当にありがとうございます。

特に意見がないようでしたら、予定の時間が来たようですので、これで終了とさせていただきます。

それでは、マイクを事務局にお返しします。

○板倉共生社会推進担当部長

薬師寺座長，どうもありがとうございました。

最後に，見守りということをおっしゃっていただきましたが，京都市でも，それにつきましては非常に重要なことだと思っております。一つ一つの事業について見守り隊を作るということになりますと非常に効率が悪いということにもなりますので，事業を融合する中で，色々な方が色々な見守りをしていただく，それを束ねていくということを京都市としても進めているところでございます。

本日，他の委員の方からもたくさんの御意見・御指摘，あるいは感想も含めていただきました。これらにつきまして，今後の京都市の行政・事務事業の中に可能なかぎり，反映していきたいと考えております。

次回の懇話会については，少し先になりますが，来年の3月下旬ぐらいに開催したいと思っております。平成29年度の事業計画について，御審議いただきたいと考えておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。それでは，本日の人権文化推進懇話会につきましては，これで終了させていただきます。

お忙しい中，長時間の御審議，どうもありがとうございました。

(終了)